

重要事項説明書

デイサービスの利用にあたり、当事業所が説明すべき事項は次のとおりです。

(1) 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 プロケア
所在地	広島県福山市西深津六丁目6番10号
代表者名	代表取締役 玉山 剛一

(2) 事業所の概要

事業所の名称	グループホーム 桜並木
所在地	広島県福山市西深津六丁目6番10号
連絡先	TEL (084) 973-2573 FAX (084) 973-2574
事業所番号	3491500348
管理者	清水 洋子

(3) 職員体制

	管理者	介護支援専門員	介護職員
職員数	1名（兼務）	1名（兼務）	15名以上（常勤）

(4) 営業時間

営業日	月曜日～日曜日までの7日間
営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:00～17:00

(※ 12/31～1/2は休みとする)

(5) 利用料金（7時間以上8時間未満で算定）※自己負担が1割の場合

	基本料金	入浴加算	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	科学的介護推進体制加算
要支援1	484円	40円/1回	18円/1日	負担合計額の 18.1%	40円/月額
要支援2	513円				
要介護1	523円				
要介護2	542円				
要介護3	560円				
要介護4	578円				
要介護5	598円				

- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）…介護サービスに従事する介護職員の処遇改善に充てることを目的にした加算です。 負担合計額×18.1%を請求します。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）…介護に係わる職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が7割以上であることが算定の要件です。1日あたり18円を請求します。
- ・入浴介助加算（Ⅰ）… 心身の清潔保持を目的にし、衛生管理に努めます。1回毎に40円請求します。
- ・科学的介護推進体制加算…科学的介護情報システム（LIFE）へのデータ提出とフィードバックの活用によりPDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを評価する加算です。月額で40円を請求します。
- ・感染症または災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、臨時的な利用者数の減少による利用者一人あたりの経費の増加に対応するため基本報酬へ3%の加算を行います。

※自己負担額が2割の場合、基本料金及び加算額が2倍となります。

※自己負担額が3割の場合、基本料金及び加算額が3倍となります。

・その他の費用

食費	昼食代…600円
希望に応じ	朝食代…420円
	夕食代…600円

おやつ代…50円

おしめ代…利用分

ご利用回数に応じ上記の費用を実費請求します。

- ・交通費…通常のサービス提供地域（又は送迎地域）における送迎を無料で行います。
その地域以外の場合も交通費はいただきません。
- ・医療費…利用中、緊急やむを得ない場合、協力医療機関に受診することがあります。
その場合、医療費が発生し利用料とは別に請求させていただくことがあります。
- ・その他…日常生活に必要なものは、各自持参してください。
介護上必要と思われるものを利用者の負担で購入させていただくこともあります。

（6）キャンセル

- ・キャンセル料は、いただいておりません。
- ・サービスを中止される場合は、速やかに所定の連絡先までご連絡ください。（TEL：973-2573）

（7）利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止させていただくこともあります。

- ① 入所者の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ② 利用期間中に体調が悪くなった場合又は、入院になった場合
- ③ 他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合
- ④ 施設に多大な迷惑をかけた場合
- ⑤ 他の利用者うつる感染症があった場合

(8) 支払い方法

現金払い、振り込み、口座引き落とし（広島銀行）にてお支払いください。
（利用があった月は、翌月にまとめて本人若しくはご家族に請求します）

(9) サービス内容に関する相談・苦情

当事業所における相談・苦情は下記の窓口にて受け付けております。

苦情相談窓口（担当者）	清水 洋子（管理者）大矢 恭子（介護支援専門員）
受付時間	毎週 月曜日～日曜日 9：00～18：00
連絡先	TEL：（084）973-2573

○苦情を受け付けた場合は、次の手順で対応します。

- ・苦情の内容を十分に聞き、内容の明確化に努め、かつ利用者等に確認をします。
- ・苦情の内容によって、調査・対応を要する場合は、その予定について説明するとともにその結果をいっとういう形で報告するかについては見込みを説明します。
- ・上記の結果、改善が必要と認められる場合は、必要な対応を図るとともに、今後そうした問題のないように改善策を講じます。
- ・上記及び対応の結果については、利用者等に連絡説明します。
- ・苦情の内容が利用者等の誤解であって、調査・対応等を要しないと認められるときは、利用者等の理解が得られるよう説明に努力します。
- ・苦情があった場合は、必要により当該サービスにつき調査を行う他の関係者と連携を図ります。

○公的機関においても、次の機関にて相談・苦情申し出等ができます。

福山市介護保険相談窓口	電話番号	（084）928-1166
	受付時間	8：30～17：15
広島県国民健康保険団体連合会（国保連）	電話番号	（082）554-0782
	受付時間	8：30～17：15

(10) 施設利用の留意事項

- ①事業所内の居室や設備、器具類等の本来の用法にしたがってご利用ください。これに反した器具類の利用により破損等が生じた場合、賠償していただくこともあります。
- ②喫煙、飲酒は禁止します。
- ③他の利用者や事業所に多大な迷惑があった場合は、サービスを中止させていただくこともあります。
- ④所持金品の管理に関してご希望の方は、事務所内の金庫にてお預かりいたします。利用者管理での紛失には責任が持てませんのでご了承ください。
- ⑥ 利用の際の荷物はできるだけ少なめをお願いします。紛失した場合には責任を負いかねます。
- ⑦ 利用者からのお心遣い、金品の授受は、固くお断りいたします。

(11) ハラスメントについて

当事業所は、利用者や家族等による職員への身体的暴力や精神的暴力、セクシャルハラスメントなど下記のような行為があり、ハラスメントに該当すると判断し改善がない場合、サービス利用を解除・終了することができます。(認知症等の病気や障害のある方による行為も含む)

I) 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員が回避したため危害を免れたケースを含む）

例：○コップを投げつける

- 蹴られる
- 手を払いのける
- 叩かれる
- 手でひっかく、つねる
- 首を絞める
- 唾を吐く
- 服を引きちぎられる

II) 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為

例：○大声を発する

- サービスの状況をのぞき見する
- 怒鳴る
- 気に入っている職員以外に批判的な言動をする
- 威圧的な態度で文句を言い続ける
- 刃物を胸元からちらつかせる
- 「この程度できて当然」と理不尽な要求をする
- 家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする
- 「たくさん利用料を支払っている」と大掃除を強要、断ると文句を言う
- 利用料金の支払いを求めたところ、手渡しせずに、お金を床に並べてそれを拾って受け取るように求められた
- 利用料金を数か月滞納し「請求しなかった事業所にも責任がある」と支払いを拒否する
- 特定の職員に嫌がらせをする

III) セクシャルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等性的な嫌がらせ行為

例：○必要もなく手や腕を触る

- 抱きしめる
- 女性のヌード写真を見せる
- 入浴介助中、あからさまに性的な話をする
- 卑猥な言動を繰り返す
- サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる
- 職員のユニフォームに手を入れる

平成 25 年 12 月 1 日より施行する。	2018 年 4 月 1 日より施行する。	2022 年 7 月 1 日より施行する。
平成 26 年 4 月 1 日より施行する。	2018 年 8 月 1 日より施行する。	2022 年 10 月 1 日より施行する。
平成 27 年 4 月 1 日より施行する。	2019 年 1 月 1 日より施行する。	2023 年 4 月 1 日より施行する。
平成 28 年 4 月 1 日より施行する。	2019 年 4 月 1 日より施行する。	2024 年 4 月 1 日より施行する。
平成 28 年 8 月 1 日より施行する。	2019 年 5 月 1 日より施行する。	2024 年 6 月 1 日より施行する。
平成 28 年 11 月 1 日より施行する。	2019 年 10 月 1 日より施行する。	
平成 29 年 4 月 1 日より施行する。	2021 年 4 月 1 日より施行する。	